

第3章 障害者施策推進の基本的考え方

第3章 障害者施策推進の基本的考え方

1 基本理念

【 基 本 理 念 】

ノーマライゼーションの理念のもと、
人と人とが人格と個性を尊重し合いながら、

障害のある人も、ない人も、共にいきいきと暮らせる社会の実現

平成8年策定の「台東区障害者福祉計画」では、基本的視点として「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「サービスの総合的提供」の3点を掲げました。

この基本的視点は、平成16年策定の「台東区障害者福祉計画（推進5か年プラン）」に引き継がれ、「一人ひとりが個性を発揮し、安心して共に暮らし続けるまち—自立へのチャレンジと自己実現の支援—」を基本理念として施策を展開してきました。

ノーマライゼーションとは、障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

障害のある人が、いきいきと暮らせる社会は、誰もがお互いの個性を尊重し合いながら、いきいきと暮らせる社会です。しかし、障害のある人にとって自立した地域生活を送るためには、様々なバリアがあり、自分らしく生きることが難しいという現状があります。

このバリアを取り除いていくためには、バリアフリーのまちづくりと共に、社会的に不利な立場の人への十分な配慮を、誰もが自分自身の問題として考える社会の実現が必要です。

障害のある人も様々な社会活動に参加でき自己実現を図れるようにするためには、お互いが、個々の価値観と自己選択・自己決定を尊重することが必要です。

また、障害のある人が自己実現を図るための多様なニーズに対し、障害福祉サービスなどをさらに充実する必要があります。しかし、全てを福祉サービスで対応することはできません。

今後はこれまで以上に、個人や家族、地域の様々な担い手など地域社会全体で支えあう『共助』を伸ばす仕組みづくりが重要です。

これらを解決するためには、相談支援事業や様々なネットワークを活用して、区民や障害者団体などと行政が、情報や課題を共有し、協働して取り組むことが重要となります。

2 計画の目標

平成16年に策定した台東区障害者福祉計画（推進5か年プラン）では、3つの基本目標として、1. 地域生活支援の構築、2. 学びと就労支援の推進、3. 暮らしを支える環境の確保を掲げて取り組みを行ってきました。

障害者自立支援法の施行以降、障害者支援施設や病院からの地域生活移行、一般就労の促進、並びに地域自立支援協議会等による相談支援の充実が課題として提起されています。

特に地域自立支援協議会は、地域における障害福祉関係者のネットワークとしての機能と福祉サービス利用にかかる相談支援の中立性・公平性の確保などの機能を持っています。本区では、地域自立支援協議会において、平成20年3月の発足以降、「相談支援」「就労」「暮らし」の3つの部会を順次設置し、充実に向けた取り組みを展開しています。

相談支援については、障害の発見、就学、就労や転居、単身生活など様々な生活上の転機において、障害者の生活を支えるために必要であり、その重要性と継続性は障害者総合支援法においても指摘されています。

就労については、収入としての側面や生きがいとしての側面など、地域で暮らし、地域に定着するために中心的な役割を果たすため、一般就労や福祉的就労における支援については大きな課題となっており、引き続き具体的な展開が求められています。

暮らしについては、これまでも本区においては、計画的にグループホーム等を整備し、障害のある人が地域で生活できる環境を整備してまいりましたが、障害者支援施設から地域生活へ移行するためには、在宅サービスの充実や住まいの場の確保など、サービスの提供体制を拡充する必要があります。

障害児に対する支援については、乳幼児期から児童期にかけては、早い段階から適切な支援を行うことが子どもの成長のために必要であり、関係機関と連携した早期発見とそれに伴う療育が重要となります。

これらの状況を踏まえ、基本理念に基づく社会を実現するため、障害者の地域生活を支援する柱として、次の4つの基本目標を掲げ、その実現に向けて取り組むべき課題として、重点課題を9つに整理し、国の基本指針等を踏まえた数値目標などを取りまとめました。

【基本目標】

I 地域生活支援の充実

障害者が安心して地域で生活をしていくためには、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制の構築が必要となります。障害の種類にかかわらず、必要なサービスを受けながら、自分らしく可能な限り地域で生活するために、適切なサービスを自ら選択できる相談支援と在宅サービスを充実します。その際、個々の価値観と自己決定が尊重されるよう努めます。

II 障害児に対する支援の充実

子どもの成長や発達を支援していくためには、保健・福祉・教育の連携により、障害の早期発見と障害の特性に応じた療育・保育・教育の充実を図る必要があります。また、乳幼児期から成人期までの一貫した相談支援を充実することにより、学びの時期から就労までの支援の連携を図るとともに、家族等への相談・支援を充実します。

III 就労支援の充実

障害者が地域で自立した生活をしていくためには、就労など経済的基盤の確立が不可欠です。就労を希望する障害者が安心して就労にチャレンジするためには、職業生活や日常生活の確立が欠かせないことから、それらを支援する体制を整備します。また、障害者本人や家族の就労意欲の促進や、企業への啓発と連携を強め、障害者雇用を促進します。さらに、就労中の障害者への支援を強め、一般就労が継続できる体制を強化するとともに、一般就労が困難な障害者に対する支援体制の整備を行います。

IV 暮らしを支える環境の確保

施設や病院からの地域生活移行を促進するためには、住まいの場や日中活動の場の確保を計画的に推進する必要があります。

バリアフリーの考え方に基づく移動の円滑化を図ると共に、コミュニケーションの円滑化を図る施策の推進により、福祉のまちづくりを進め、誰もが、安心して暮らすことができる地域環境を確保します。

特に、地域、学校、職場におけるこころのバリアフリー実現のため、区民や地域との協働により施策を推進します。

【数 値 目 標】

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【成果目標】

- 「平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点から
6%(*1)以上削減する。」 (*1) 9 人
- 「平成 29 年度末までに平成 25 年度末時点の施設入所者から
6%(*2)以上を地域移行する。」 (*2) 9 人

(2) 地域生活支援拠点等の整備

【成果目標】

- 「平成 29 年度末までに地域生活支援拠点等を 1 か所整備する。」

※地域生活支援拠点について

「地域生活支援拠点」とは、グループホームや障害者支援施設などの“居住支援機能”と、地域相談支援などを担当するコーディネーターやショートステイといった“地域支援機能”を合わせた拠点です。国においては、これらの二つの機能について別々に機能を分担する「面的整備型」も想定しています。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

【成果目標】

- 「平成 29 年度の障害者就労支援室登録者の年間一般就労者数を 20 人とする
(福祉施設から一般就労への移行を含む)。」

【成果目標】

- 「区内の就労移行支援事業所のうち、平成 29 年度の一般就労への就労移行率が
3割以上の事業所を全体の5割以上とする。」

※詳細は、第5章「数値目標とサービスの見込み量」参照のこと

3 計画の体系

本計画では、先に述べた基本理念と4つの基本目標の下、9つの重点課題について取り組んでまいります。

■計画の体系図

